

令和7年度仙台市地域中核企業輩出集中支援業務（新規支援分）委託仕様書

1 目的

中小企業を取り巻く環境は急速な変化が続き、エネルギー価格や物価上昇に伴うコストの増加や人手不足等の経営課題に対し、賃上げやDXへの取組などが求められるなど、非常に厳しい状況にある。加えて、本市の地域経済においては、人口減少局面を迎える中、東北地方の持続的発展を支えていくための、都市活力・魅力の向上が喫緊の課題となっている。

このような状況下で、本市では、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により地域に経済的インパクトをもたらすことに加え、その企業の存在やその企業での働き方、その企業が生み出す商品・サービス等が地域に活力を与え本市の魅力となるような社会的インパクトをもたらす企業を「地域中核企業」と定義し、市内中小企業が地域中核企業へ成長していくことを後押ししたいと考えている。

本業務では、将来的に地域中核企業への成長が見込まれる企業（以下、「候補企業」という。）に対し短期集中的な支援を行うことで、候補企業の抱える課題の解決を後押しし、地域中核企業、そして、中堅企業・100億企業への成長を促進することを目的とする。

2 業務内容

受託者は、上記1の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

(1) 業務実施方針の策定

市内中小企業等の現状分析に基づき、業務の目的を効果的に達成できる実施方針を策定する。

(2) 候補企業の公募・選定に係る業務

ア 候補企業の公募に係る業務

本市が実施する候補企業の公募に係る募集方法や選定プロセス等に関し、専門的な知見による助言や協力等を行う。

イ 候補企業の選定に係る業務

候補企業の選定にあたり、地域中核企業への成長が見込まれる企業であるか、成長を実現するための支援の方法・有効性等に関して専門的知見から選定できる体制を構築する。なお、専門的知見から選定等を行う上で外部専門家の手配が必要となる場合には、受託者から本市に提案の上、協議の上決定するものとし、専門家への謝金・旅費等は受託者が負担するものとする。

(3) 本業務に係る企業向け周知・説明業務

候補企業の公募や本業務及び関連する本市の施策に関し、施策活用の可能性を有す企業向けに周知・説明を行う。周知・説明の方法・内容については本市と協議の上決定すること。

(4) 候補企業に対する集中支援

支援対象として選定した候補企業（5社程度）に対し、以下の支援を行う。なお、候補企業への相談対応については、直接訪問、電話、オンライン等を問わない。

ア コンサルティング支援

各候補企業に対するコンサルティング支援を行う。コンサルティング支援においては、成長を実現するための本質的課題の特定や、課題解決のための助言及びタスクの進捗管理を行うことに加え、他の支援策・支援機関との連携を図ること。また、支援の都度、支援内容及び結果をまとめ、本市に提出し情報共有を図るものとする。

イ 候補企業に対する支援計画の策定

候補企業から応募時に提出された資料や追加ヒアリング、市場調査等を踏まえ、各候補企業の課題やニーズに応じた支援計画を策定する。

総支援期間は最長3年間とし、総支援期間での成果目標及び令和7年度中の支援期間における成果目標も盛り込むこと。なお、令和7年度中の支援期間は最大9カ月（令和7年7月～令和8年3月）であり、選定期期によっては支援期間が短くなることが想定される。

支援計画について候補企業と本市の確認を得るとともに、支援状況に応じて適宜見直しを行うこと。

ウ 候補企業の社会的インパクト創出の促進及び評価

候補企業の行う社会貢献活動や地域の魅力向上に係る取組などを促すとともに、これらが本市や地域社会に与える影響について、その評価方法を検討し、候補企業数社に対し試験的に評価を実施する。評価方法や評価対象とする候補企業については本市や候補企業と協議の上決定する。

エ 他の支援策や支援機関等の紹介

各種補助金、セミナー等の支援策の情報を収集の上、候補企業に対し、必要に応じてこれら支援策の紹介や支援策を実施する支援機関等への取次ぎを行う。候補企業の情報を支援機関等へ共有する場合には、事前に候補企業の承諾を得ること。

オ 課題解決に資する知見を有する専門家等の紹介

候補企業に対し、必要に応じて課題解決に資する知見を有する専門家等を紹介する。コンサルティング支援の一環として専門家等を支援メンバーの一員とする場合には、事前に候補企業及び本市の承諾を得て実施するものとし、その際に発生する謝金等は受託者の負担とする。なお、専門家等と候補企業が直接契約することにより発生する費用は候補企業の負担とする。

カ 集中支援補助金の紹介

候補企業が課題解決に資する取組を実施する上で設備投資等の費用負担が発生する場合には、本市の実施する集中支援補助金を活用することができる見込みであるため、必要に応じて本補助

金の活用の提案や補助金申請に係るサポートを行う。

※集中支援補助金（予定）…1社あたり補助上限額 500 万円、補助率 3 分の 2。

(5) 支援成果の評価及び報告書のとりまとめ

候補企業ごとに支援成果の評価を行い、支援の実施内容や結果、成果を取りまとめた報告書（電子データ）を作成の上、令和 8 年 3 月 31 日までに成果物として納品する。

(6) 関連施策に係る業務受託者との連携

本業務は令和 7 年度仙台市地域中核企業プレゼンス向上支援業務や令和 7 年度地域企業に対するエンゲージメント調査等業務といった関連施策に係る業務受託者と連携し実施するものとする。具体的には、令和 7 年度仙台市地域中核企業プレゼンス向上支援業務受託者が構築するウェブサイトの掲載内容や開催するイベント等に対する助言等や、令和 7 年度地域企業に対するエンゲージメント調査等業務受託者が実施する候補企業に対するエンゲージメント調査・分析・評価への協力等を想定している。

(7) 追加業務

業務の実施に当たり、受託者が（1）～（6）の業務に加えて目的の達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

(8) 定期打合せへの参加

業務の進捗確認のため、定期的に打合せを実施すること。打合せでは、業務の進捗状況や各候補企業に対する支援状況等を受託者より報告するものとし、打合せの議事録を作成し本市へ提出する。

3 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・ 受注者は、本業務により生じた、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- ・ 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・ 発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・ 本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

6 その他

- ・ 本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
- ・ 提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- ・ 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ・ 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・ 受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・ 業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
- ・ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合はこの限りでない。受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>